



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission

学校制服の取引実態に関する事後検証報告書

令和5年10月23日

公正取引委員会

【本検証の趣旨、取引の概要等】

- ・ 本検証のポイント 2 p
- ・ 本検証の趣旨、目的及び調査方法 3 p
- ・ 学校制服取引の概要 4 p ~ 9 p

【検証結果】

- ・ 平成29年報告書の事後検証 11 p ~ 17 p
- ・ 令和2年命令の事後検証 18 p ~ 21 p

【結論】

- ・ 学校関係者に対する期待 23 p
- ・ 事後検証の示唆、今後の取組 24 p

● 事後検証の趣旨⇒「アウトカム」（政策目的）の実現の有無

- ・ 公正取引委員会による学校制服へのアドボカシーとエンフォースメント
- ・ 競争が行われるような環境、つまり自由かつ公正な経済取引が行われるような場を作っていく政策介入が行われた「後」の検証⇒「アウトカム」（政策目的）の実現ができたか／どのように実現できたか

● 事後検証の手法⇒経済分析を活用

- ・ 最新の計量経済分析を活用した、堅牢な分析、評価を実施
- ・ アウトカム（政策目的）の達成度合いの検証を多面的に下支え
- ・ 外部委託の活用、公正取引委員会の経済分析室の関与

● 事後検証の結果⇒学校制服の価格低減効果

- ・ 本事後検証によって、政策介入「後」制服の価格が低減する方向
- ・ 保護者等の経済的負担の軽減

● 関係行政機関が果たした役割⇒文部科学省、教育委員会による協力

- ・ 公取委の活動と連動した、文部科学省による全国の各教育委員会等への周知活動
- ・ 本事後検証についても、アンケートの設計段階及び検証結果の周知に関して文部科学省の協力

- 過去に公正取引委員会が行った学校制服に関する**二つの取組**
- 当該取組の趣旨を踏まえ、全国の公立中学校及び公立高校等へのアンケート調査及びそのデータ分析の方法で、学校における対応状況や学校制服価格の変化を確認することより、これらの二つの取組に係る状況の事後検証を実施

①アドボカシー活動

平成29年11月「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」

②エンフォースメント活動

令和2年7月「愛知県立高等学校の制服の販売業者に対する排除措置命令等」

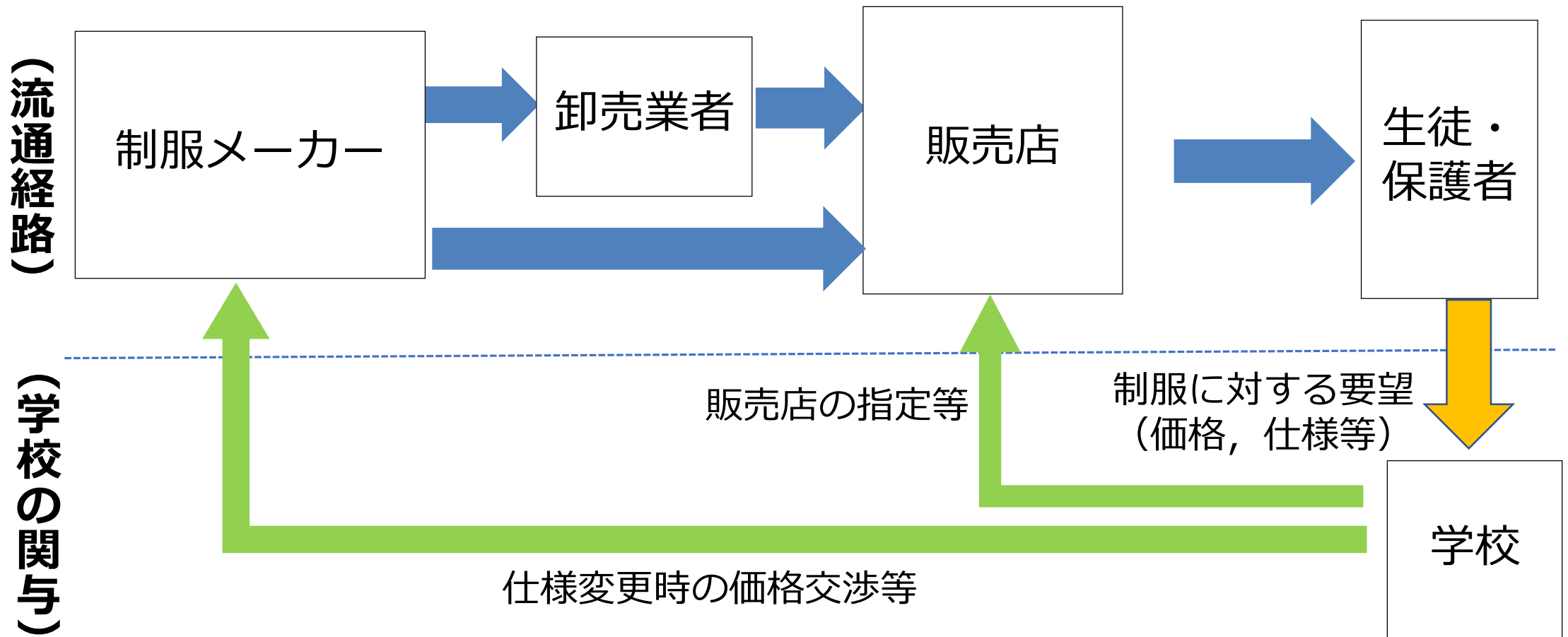
●アンケート

- ①無作為に抽出した全国の公立中学校（1,200校）及び公立高校（750校）（回収率約80%）
- ②愛知県豊田市に所在する県立高校6校

● 制服の流通

- ・ 学校制服は、一般に、制服メーカーが直接又は卸売業者（制服メーカーの販売子会社を含む。）を經由して、販売店に卸売を行い、生徒・保護者は販売店から制服を購入している。

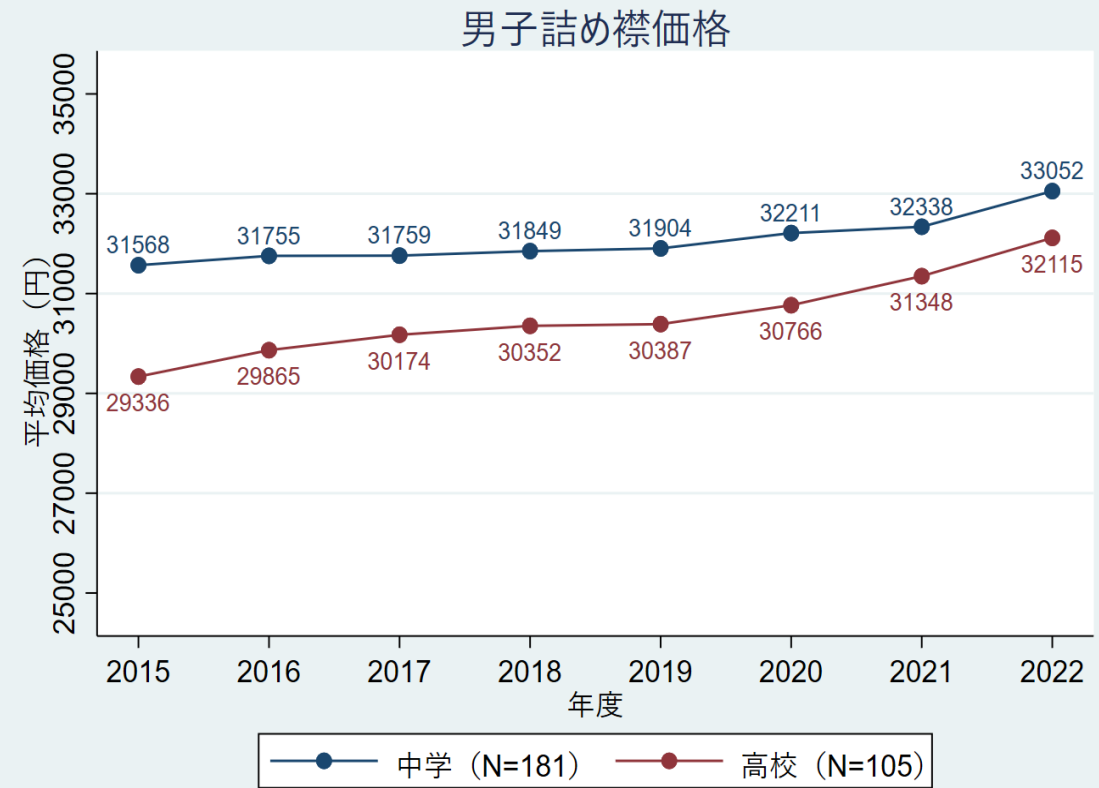
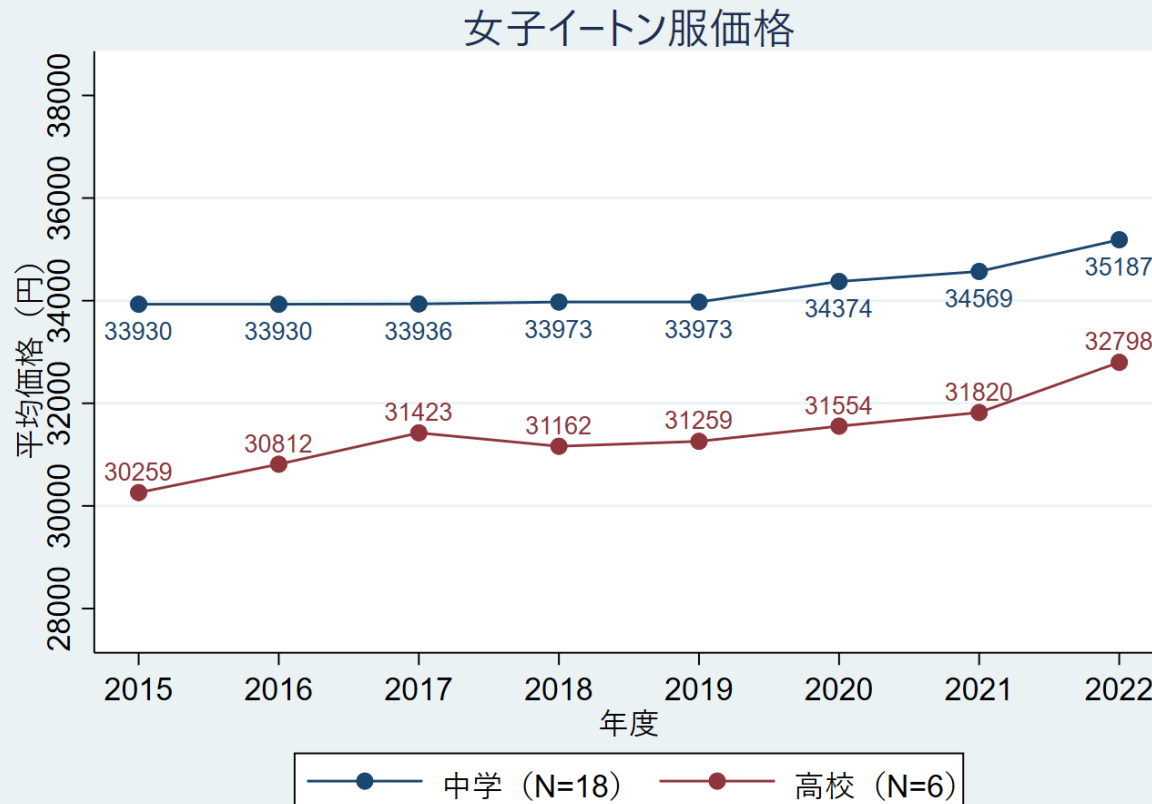
（報告書 4 ページ 図表 1 参照）



● 価格状況

- 学校制服品目のうち主な品目（男子詰め襟、男子ブレザー、女子ブレザー、女子セーラー服、女子イートン服）のいずれも、価格が上昇傾向にある。

(報告書27ページ 図表32参照)



(報告書25ページ 図表28参照)

● 制服品目の指定状況

- 指定する制服の種類について、中学校については男子・女子それぞれ詰め襟及びセーラー服が多いのに対し、高校については男子・女子それぞれブレザーの割合が多くなっていた。

指定する制服の種類（中学校）（複数選択可）

（報告書11ページ 図表7参照）

男子生徒（学校数=921）			女子生徒（学校数=920）		
種類	学校数	割合	種類	学校数	割合
詰め襟	630	68.4%	セーラー服	473	51.4%
ブレザー	320	34.7%	ブレザー	409	44.5%
			イートン服	56	6.1%
その他	9	1.0%	その他	19	2.1%

指定する制服の種類（高校）（複数選択可）

（報告書11ページ 図表8参照）

男子生徒（学校数=594）			女子生徒（学校数=592）		
種類	学校数	割合	種類	学校数	割合
詰め襟	241	40.6%	セーラー服	74	12.5%
ブレザー	350	58.9%	ブレザー	505	85.3%
			イートン服	12	2.0%
その他	17	2.9%	その他	11	1.9%

● 制服に付随する品目の指定状況

- ・ 制服に付随する品目の指定状況について、高校は中学校に比べより多くの品目を指定する傾向が見られた。

制服に付随する品目の指定状況（中学校）（複数選択可）

（報告書11ページ 図表9参照）

男子生徒（学校数=921）			女子生徒（学校数=920）		
品目	学校数	割合	品目	学校数	割合
			ブラウス	188	20.4%
シャツ	382	41.5%	シャツ	175	19.0%
			リボン	391	42.5%
ネクタイ	220	23.9%	ネクタイ	184	20.0%
ベスト	53	5.8%	ベスト	168	18.3%
セーター	51	5.5%	セーター	52	5.7%
コート	9	1.0%	コート	12	1.3%
その他	52	5.6%	その他	92	10.0%

● 制服に付随する品目の指定状況

- ・ 制服に付随する品目の指定状況について、高校は中学校に比べより多くの品目を指定する傾向が見られた。

制服に付随する品目の指定状況（高校）（複数選択可）

（報告書12ページ 図表10参照）

男子生徒（学校数=594）			女子生徒（学校数=592）		
品目	学校数	割合	品目	学校数	割合
			ブラウス	296	50.0%
シャツ	396	66.7%	シャツ	175	29.6%
			リボン	328	55.4%
ネクタイ	332	55.9%	ネクタイ	284	48.0%
ベスト	188	31.6%	ベスト	292	49.3%
セーター	219	36.9%	セーター	231	39.0%
コート	16	2.7%	コート	29	4.9%
その他	78	13.1%	その他	124	20.9%

● 販売店の指定状況

- ・ 高校は、中学と比べて、学校が生徒に指定販売店を案内している場合が多い。

販売店の指定状況

(報告書13ページ 図表12参照)

選択肢（単一選択）	中学	高校
回答①「貴校が指定する販売店（指定販売店）から制服を購入するよう案内している」	475 (51.52%)	505 (85.04%)
回答②「制服を取り扱う販売店の案内はするものの、貴校の仕様を満たすのであれば、貴校が案内する販売店以外で制服を購入してもよいと案内している」	280 (30.37%)	43 (7.23%)
回答③「販売店を案内していない（貴校が指定する制服の仕様を満たすのであれば、どこの販売店から購入してもよいとする等）」	142 (15.40%)	17 (2.86%)
回答④「その他」	25 (2.71%)	29 (4.87%)

【本検証の趣旨、取引の概要等】

- ・ 本検証のポイント 2 p
- ・ 本検証の趣旨、目的及び調査方法 3 p
- ・ 学校制服取引の概要 4 p ~ 9 p

【検証結果】

- ・ 平成29年報告書の事後検証 11 p ~ 17 p
- ・ 令和2年命令の事後検証 18 p ~ 21 p

【結論】

- ・ 学校関係者に対する期待 23 p
- ・ 事後検証の示唆、今後の取組 24 p

①平成29年報告書（概要）

- 平成29年報告書では、公立中学校の制服取引において、**独占禁止法又は競争政策上問題となるおそれのある取引慣行等の有無**を明らかにするとともに、**学校に対して期待する取組を提言**。

▼ 学校に対して期待する取組

○制服メーカー及び指定販売店等の選定について

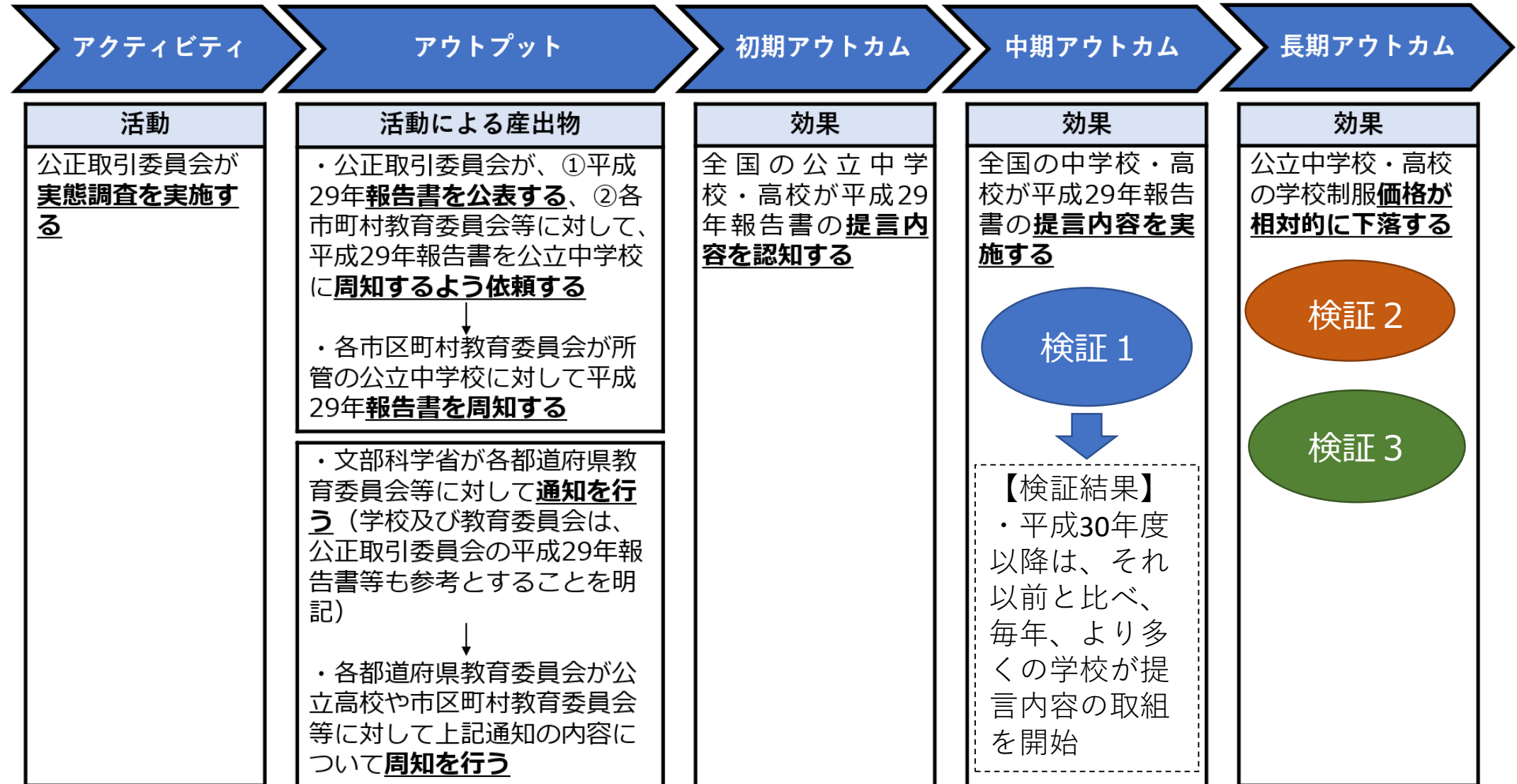
- 学校においては、コンペ、入札、見積り合わせといった方法で制服メーカーや指定販売店等を選ぶこと
- 制服の仕様が学校独自であることを理由に制服メーカーを指定している場合においてその指定の必要性を確認すること
- 学校が、指定販売店等を案内している状況では、指定販売店等を増やすこと 等

○制服の販売価格への関与について

学校が制服メーカーに対してコンペや見積り合わせを行う際に学校が制服の販売価格に関与する場合に、

- コンペや見積り合わせにおいて制服メーカーに求める提示価格を販売店への卸売価格とすること
- 学校が販売店に対して販売価格を抑制するよう依頼する場合には、販売店が共同して販売価格の決定を行うといった独占禁止法違反行為を誘発しない方法で行われること 等

① 平成29年報告書の事後検証におけるロジックモデル

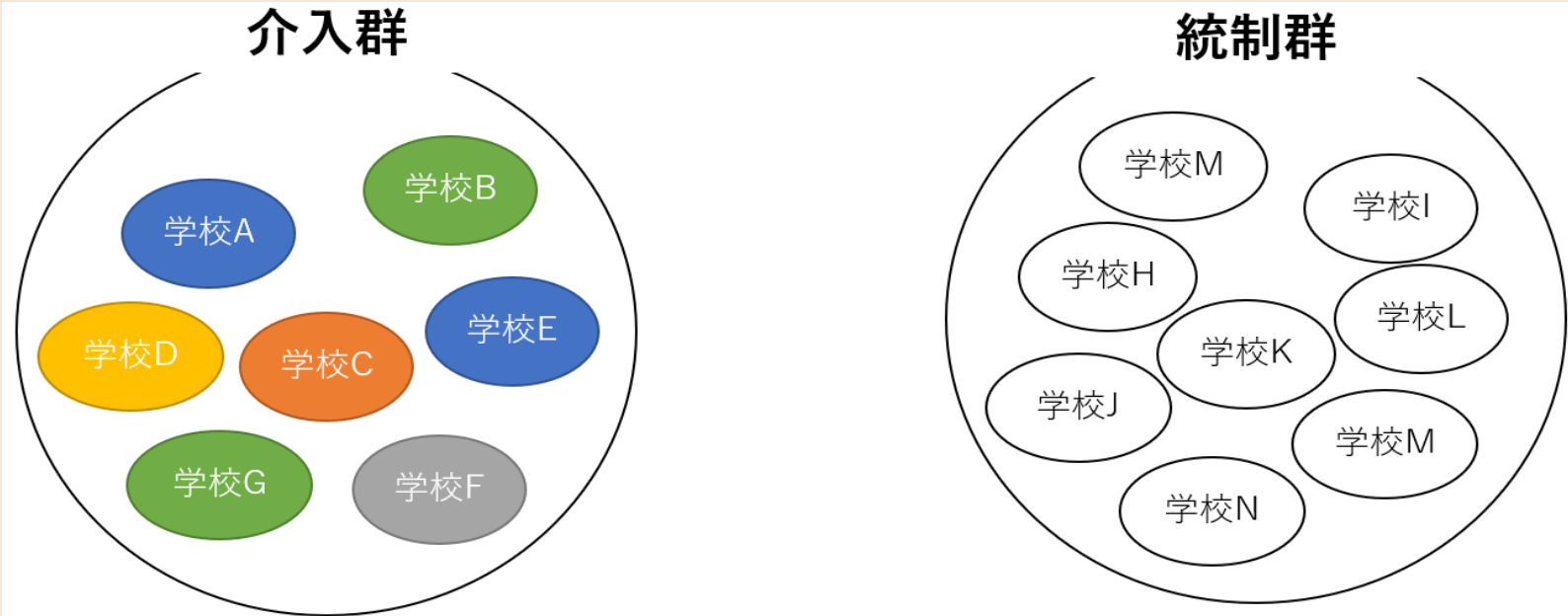


平成29年報告書の事後検証

検証 2

平成29年報告書の提言事項を学校が実施したことによって学校制服価格にどのような影響が生じたか？

(報告書28ページ 図表33参照)



平成30年度、平成31年度、令和2年度、令和3年度又は令和4年度の制服採用のいずれかのタイミングから提言に係る事項を実施した学校の制服価格

提言に係る事項の実施が無い学校の制服価格

提言実施前から提言実施後の価格変化

差の差

同期間の価格変化

・学校制服価格は全般的に上昇傾向
 ・学校制服価格には生産コストや消費税率など変動要因が影響。
 ⇒その平均価格の動向を観察するのではなく、価格変動要素の影響を取り除いて分析を行う必要

【介入群】平成30年度以降に提言を実施した学校
 【統制群】提言を実施しなかった学校
 ⇒提言実施以降の両者の価格状況の変化を分析

差の差分析

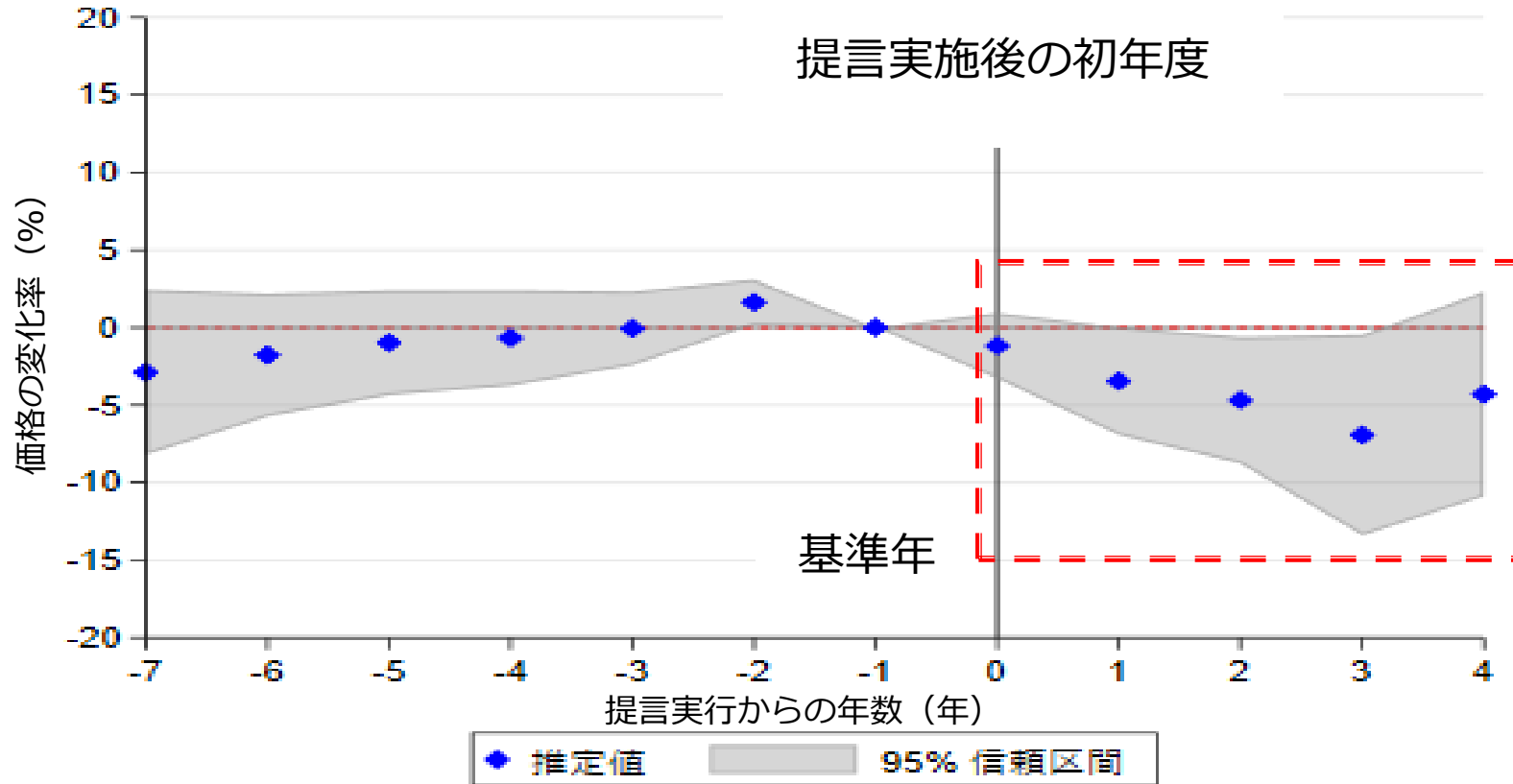
平成29年報告書の事後検証

検証 2

平成29年報告書の提言事項を学校が実施したことによって学校制服価格にどのような影響が生じたか？

▼ イベントスタディ・デザインを用いたStaggered差の差分析の結果

(報告書31ページ 図表34参照)



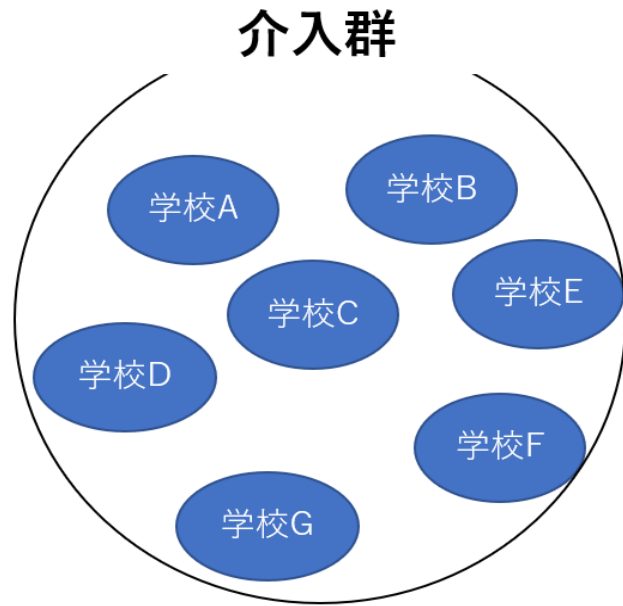
平成29年報告書公表後に提言内容を実施した学校の制服価格は、**提言内容を実施していない学校の制服価格に比べて下落傾向**

提言実施から3年後には**6.9%の価格低減効果**

検証 3

平成29年報告書の公表によって学校制服価格全体にどのような影響が生じたか？

(報告書33ページ 図表37参照)

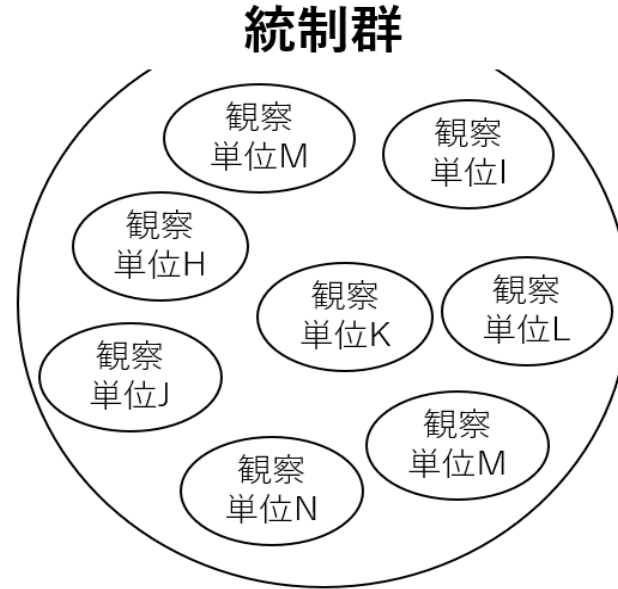


学校制服価格

< 報告書公表の影響を受ける >



報告書公表前から報告書公表後の価格変化



類似した服製品の価格

< 報告書公表の影響を受けない >



同期間の価格変化



差の差分析

【介入群】平成29年報告書公表の影響を受ける学校制服価格

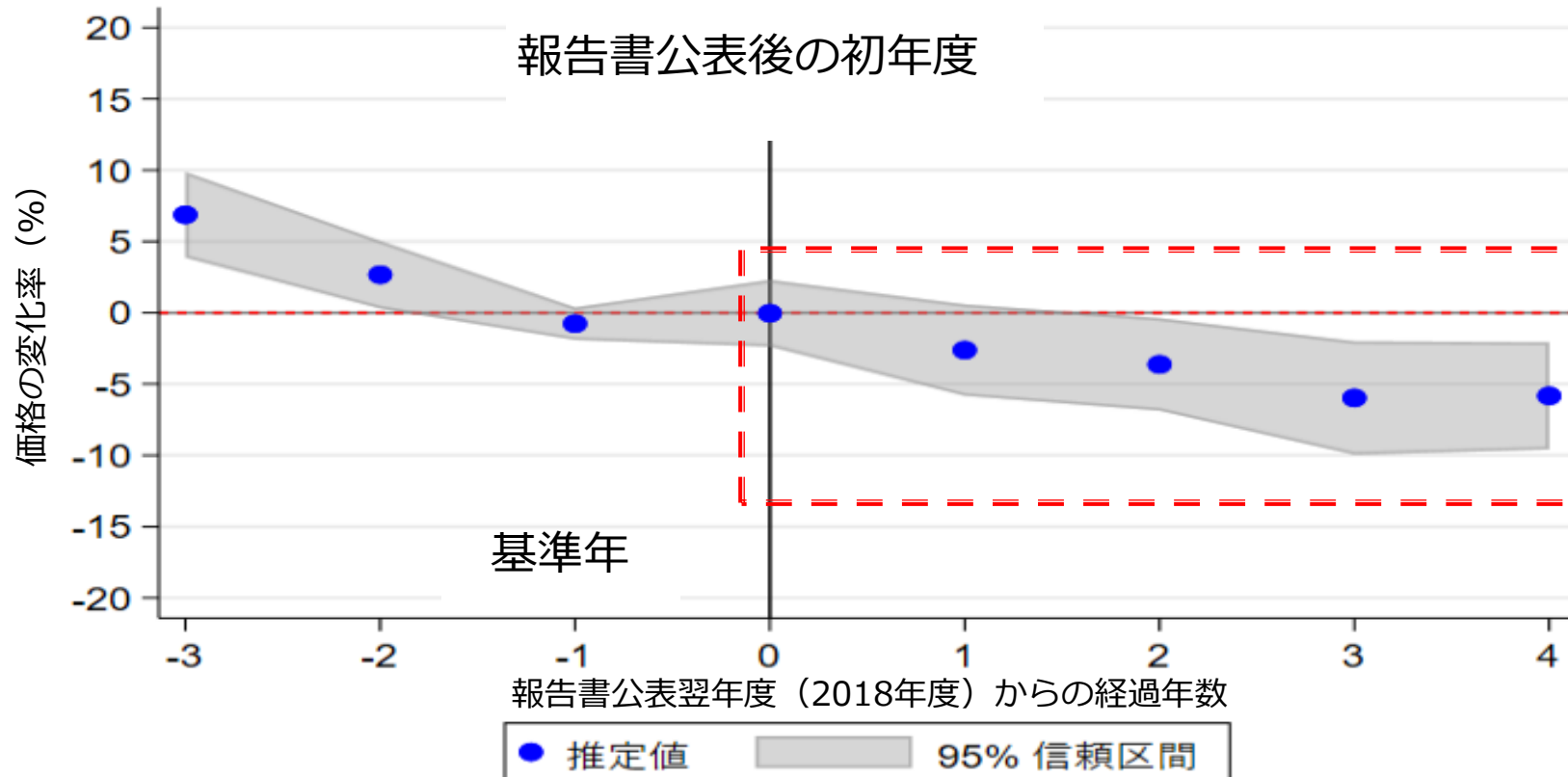
【統制群】平成29年報告書公表の影響を受けない「背広服」又は「婦人用スーツ」

⇒平成29年報告書の公表後の両者の価格状況の変化を分析

検証3 平成29年報告書の公表によって学校制服価格全体にどのような影響が生じたか？

▼ Synthetic差の差分分析の結果

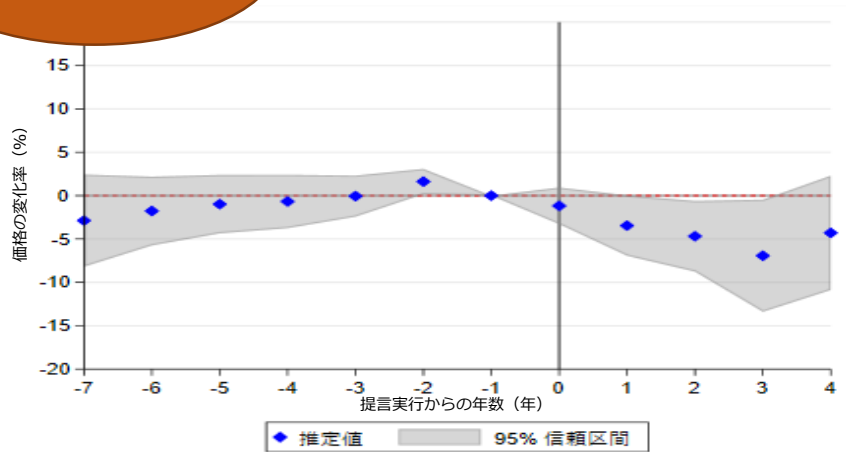
(報告書34ページ 図表38参照)



全国の学校制服価格は、平成29年報告書公表以降、他の服製品の価格と比べ下落傾向

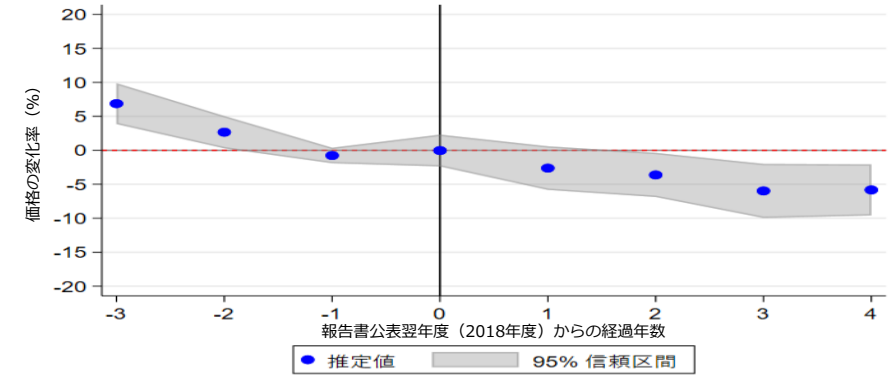
報告書公表翌年から4年後には5.8%の価格低減効果

検証 2



学校が提言を実施してから3年後に
6.9%の価格低減効果

検証 3



公取委が報告書を公表した翌年から4
年後に**5.8%の価格低減効果**

**ブレザー (上下) 一着につき
2,000円程度の価格低減効果**
(概算: $35,000円 \times 6.3\% = 2,205円$)

②令和2年命令（概要）

- 令和2年命令では、豊田6校の**制服販売業者が価格カルテル**を行っていたとして、**排除措置命令**

▼ 排除措置命令のポイント

制服販売業者は、

- 共同して、自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格を決定してはならない。
- 自社が指定販売店となっている愛知県立高等学校の制服の販売価格に関する情報交換を行ってはならない。 . . . 等

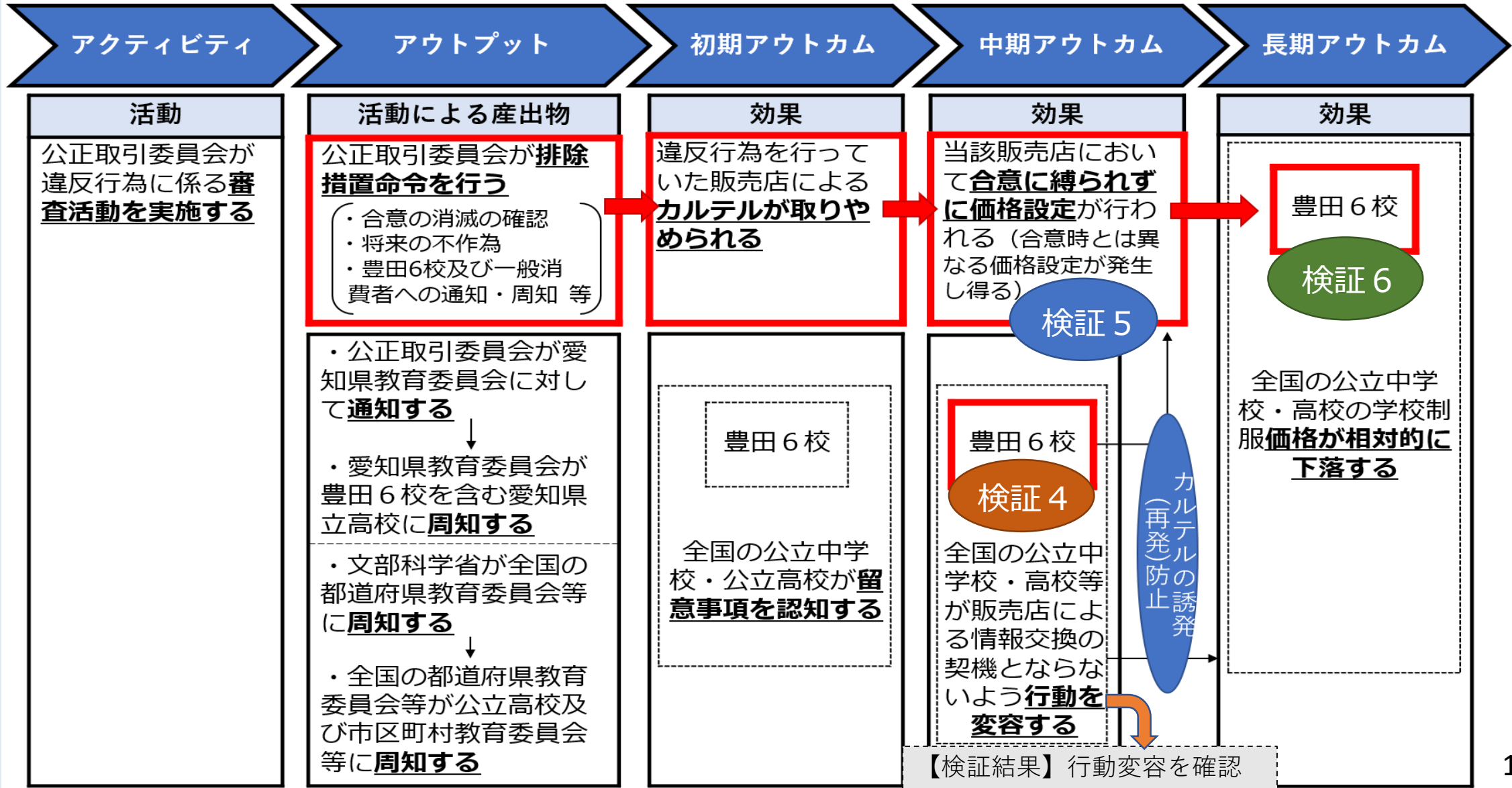
- 豊田6校を所管する**愛知県教育委員会に対し、制服の販売に関して留意すべき事項を通知**

▼ 通知内容のポイント

- 豊田6校によっては、
 - 指定販売店各社の制服の販売価格等を掲載した共通チラシを作成するよう指定販売店に依頼していたこと
 - 制服に関する自校の要望等を特定の指定販売店を通じて他の指定販売店に伝達していたこと
 - 指定販売店各社を一堂に集めた打合せ会を開催していたことが認められた。
- 愛知県立高等学校が制服について前記1の依頼等をする場合、その依頼等が指定販売店による情報交換の契機とならないよう留意すべき。

②令和2年命令の事後検証におけるロジックモデル

令和2年命令の事後検証



検証 5

カルテルが取り止められたことによって価格にどのような影響が生じたか？

各販売店における合意消滅後の価格の設定状況（品目ごと）(報告書40ページ 図表41参照)

価格の状況	該当制服数
パターン①：令和2（2020）年度以降、指定販売店のうち、ある販売店は1年度前と比較して価格を引き上げる一方、他の販売店は1年度前と比較して価格を据え置く動きがみられた。	5 制服
パターン②：令和2（2020）年度以降、指定販売店のうちある販売店は1年度前と比較して価格を引き上げる一方、他の販売店は1年度前と比較して価格を引き下げる動きがみられた。	0 制服
パターン③：令和2（2020）年度以降、指定販売店のうちある販売店は1年度前と比較して価格を据え置く一方、他の販売店は1年度前と比較して価格を引き下げる動きがみられた。	0 制服
パターン④：上記①及び②の動きがみられた。	1 制服
パターン⑤：上記①及び③の動きがみられた。	2 制服
パターン⑥：上記①、②及び③の動きがみられた。	4 制服
パターン⑦：上記①、②又は③のいずれの動きもみられなかった（全ての指定販売店が同年度に価格を引き上げている、又は全ての指定販売店が同年度に価格を据え置いている。等）	0 制服

※合意の継続期間は①～⑥に相当する状況がほとんど見られず



豊田6校の制服において、違反行為の合意（制服の販売価格を共同して引き上げる旨の合意）と相反する価格設定の動き

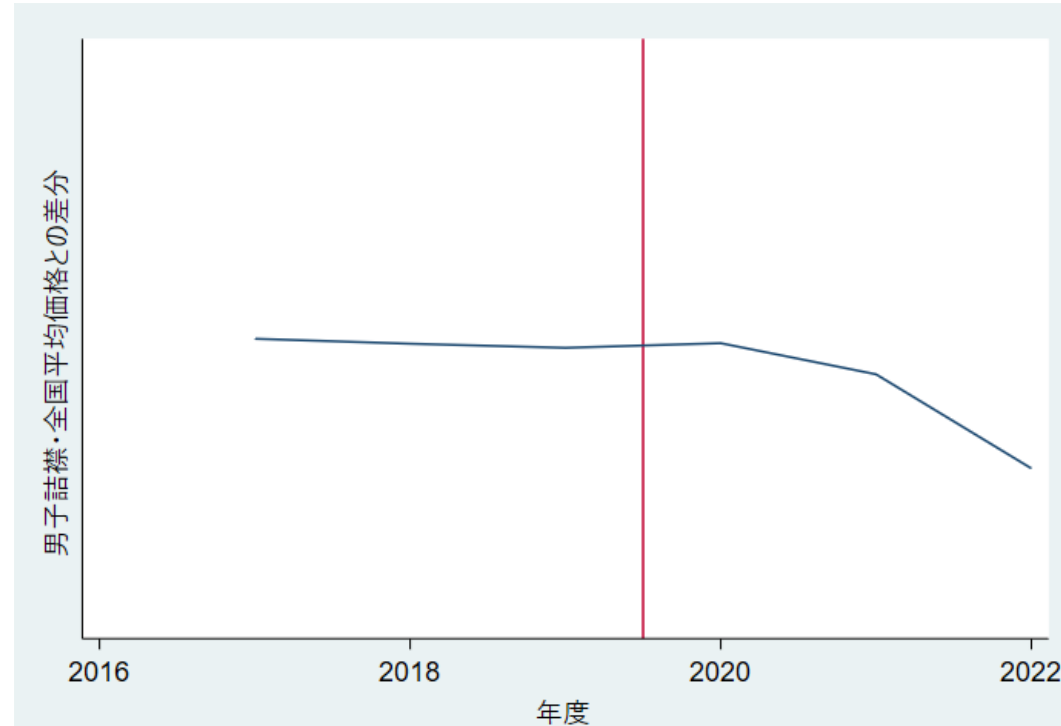
例：指定販売店のうちある販売店は1年度前と比較して価格を据え置く一方、他の販売店は1年度前と比較して価格を引き下げる、等

検証 6

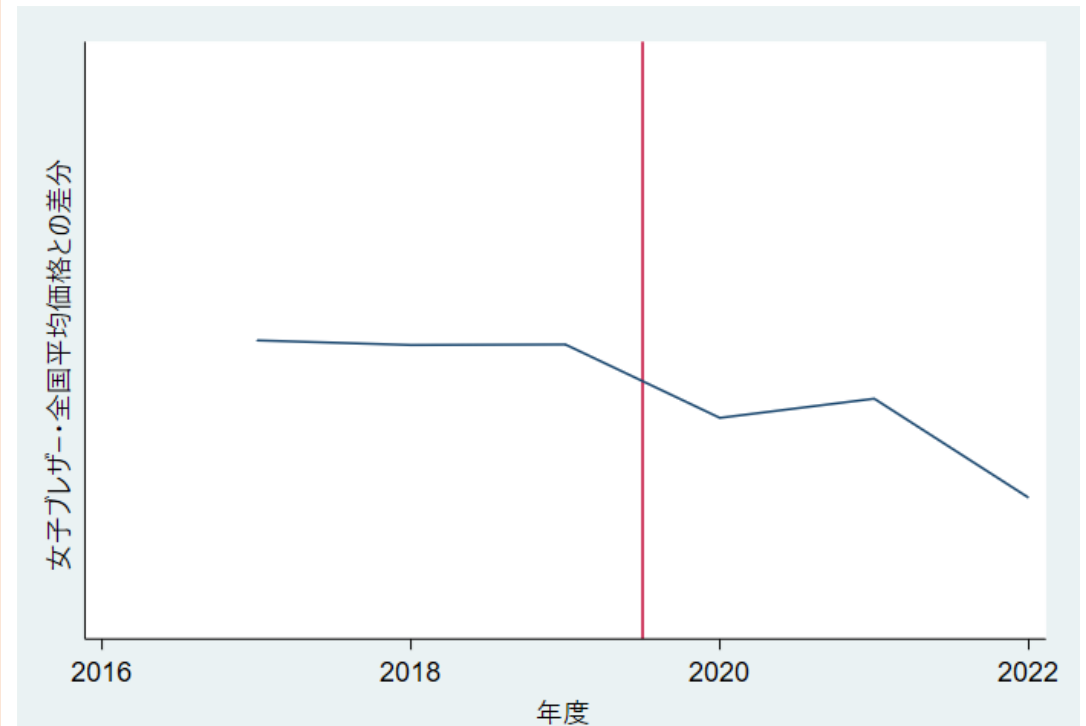
カルテルが取り止められた後、豊田各校の男子詰め襟及び女子ブレザーの価格が相対的に下落したか？

(報告書43ページ 図表43及び
報告書44ページ 図表44参照)

▼ 豊田各校詰め襟（一校の例）と全国の価格差



▼ 豊田各校女子ブレザー（一校の例）と全国の価格差



合意の消滅後、「豊田各校の制服価格」と「全国の学校制服の平均価格」の差分（前者から後者を引いた金額）が減少傾向



豊田各校の制服価格が相対的に下落傾向

【本検証の趣旨、取引の概要等】

- ・ 本検証のポイント 2 p
- ・ 本検証の趣旨、目的及び調査方法 3 p
- ・ 学校制服取引の概要 4 p ~ 9 p

【検証結果】

- ・ 平成29年報告書の事後検証 11 p ~ 17 p
- ・ 令和2年命令の事後検証 18 p ~ 21 p

【結論】

- ・ 学校関係者に対する期待 23 p
- ・ 事後検証の示唆、今後の取組 24 p

● 学校関係者に対する期待

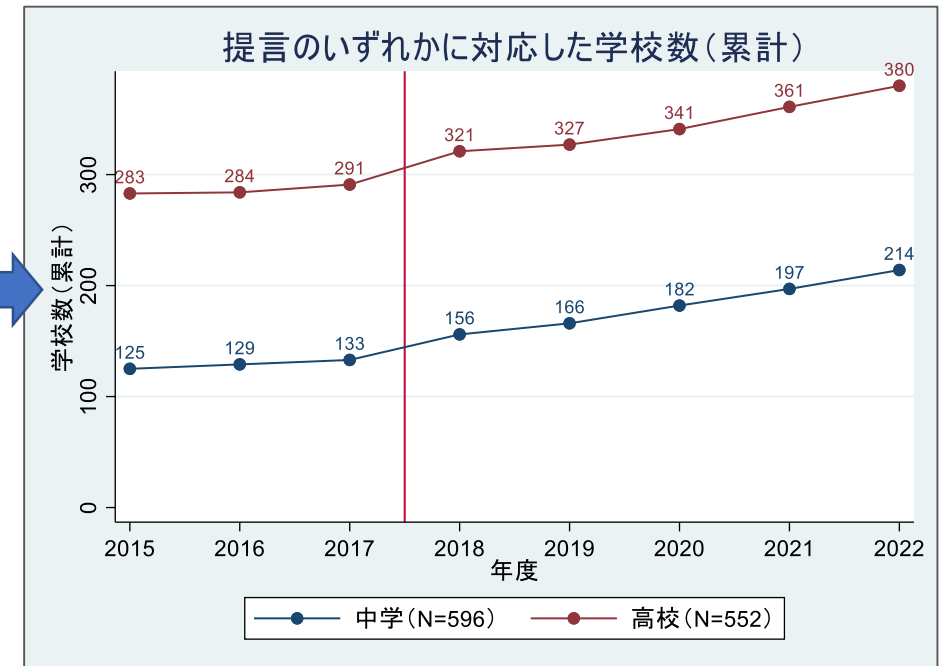
近年は物価上昇の影響により家計の負担が大きくなる傾向にあり、学校制服価格全般も上昇している中で、下記取組が保護者負担の軽減につながる。

- 制服メーカー間及び販売店間の競争が有効に機能するよう、平成29年報告書における提言事項の実施を引き続き進めていくことが有効。
- 販売店による価格カルテルを誘発しないため、指定販売店への依頼等が指定販売店による制服の販売価格についての情報交換の契機とならないようにすることも重要。
- 提言に係る学校の取組はここ近年で総じて進展していることが確認できたものの、取組を実施した学校の割合（直近時点では中学校で約36%、高校で約69%）に鑑みれば、取組の実施は更に広がり得るものと思われる。
- 学校制服以外の学用品についても販売店やメーカー等を指定する慣行がある場合は、同様の取組によって価格低下が期待できる。

結論



(報告書23ページ 図表27参照)



結論

●事後検証の示唆、今後の取組

- 本検証によって確認された学校の対応や制服価格の低下は、公正取引委員会による報告書の周知、排除措置命令、学校関係者に対する通知・要請といった、事案に応じた多様な取組が組み合わさって発現。
- こうした学校に対する周知等に当たり、文部科学省及び各教育委員会の自発的又は公正取引委員会による要請を踏まえた取組によってその周知に係る取組が拡充されており、関係行政機関が果たした役割が大きい。
- 公正取引委員会としては、関係行政機関とも連携しつつ、学校関係者に対して積極的に本事後検証の結果やこれまでの提言等の周知を図ることによって、学校制服価格の低減を通じた保護者負担の軽減に向けた取組を今後も進めていく。

公正取引委員会事務総局官房総務課政策立案担当
電話 03-3581-5480（直通）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>